

葉山町介護保険給付費支払基金条例の一部を改正する条
例

葉山町介護保険給付費支払基金条例（平成12年葉山町条例第10号）の
一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年11月27日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町介護保険給付費支払基金を保険給付費のほか、地域支援事業費
及び保健福祉事業費に充当する必要があるため、所要の改正を行うため提案
するものです。

葉山町条例第 号

葉山町介護保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例

葉山町介護保険給付費支払基金条例（平成12年葉山町条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葉山町介護保険給付費等基金条例

第1条中「介護保険の保険給付費」の次に「、地域支援事業費及び保健福祉事業費」を加え、「葉山町介護保険給付費支払基金」を「葉山町介護保険給付費等基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町介護保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

葉山町介護保険給付費支払基金を保険給付費のほか、地域支援事業費及び保健福祉事業費に充当する必要があるとあり、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

葉山町介護保険給付費支払基金の名称を葉山町介護保険給付費等基金とし、保険給付費のほか、地域支援事業費及び保健福祉事業費に充てる財源とすることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町介護保険給付費支払基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○<u>葉山町介護保険給付費等基金条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成12年 3 月31日条例第10号</p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>介護保険の保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費の不足</u>に充当するため、<u>葉山町介護保険給付費等基金</u> (以下「基金」という。) を設置する。</p>	<p>○<u>葉山町介護保険給付費支払基金条例</u></p> <p style="text-align: right;">平成12年 3 月31日条例第10号</p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 介護保険の保険給付費の不足に充当するため、<u>葉山町介護保険給付費支払基金</u> (以下「基金」という。) を設置する。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。